2　担保不動産の評価
　りそな銀行及び清算株式会社は、平成22年３月末時点に於ける本件担保物件の価額を別紙物件目録記載の評価額をもって評価し、同金額を担保付債権額とする。
3　担保付債権の弁済
⑴　清算株式会社は、りそな銀行の協力の下に担保不動産を個別或いは一括に換価処分し、その換価代金から以下の費用を控除した上、随時担保付債権に対する弁済として支払う。
①　公租公課（印紙税を含む）
②　司法書士費用
③　清算株式会社組み入れ額（譲渡代金の3.5％）
④　その他、同物件売買により発生する譲渡費用など共益費用
⑵　りそな銀行は、前項に基づく弁済を受けるのと引き換えに、りそな銀行が設定している抵当権設定登記の抹消登記手続を行う。
4　担保不動産が評価額を下回る価格で売却された場合の処理
　担保不動産を任意で売却した結果、りそな銀行の弁済受領額が第２の２に於ける評価額の合計を下回る額となった場合、その下回った差額金額については、第３の２の⑵の②によって処理する。
　但し、この場合、第３の２の⑴に基づく第１回弁済分に相当する金員相当額についての清算は行わない。
5　担保不動産が評価額を上回る価格で売却された場合の処理
　担保不動産を任意で売却した結果、りそな銀行の弁済受領額が第２の２に於ける評価額の合計を上回る額となった場合、りそな銀行は、その上回った差額金額につき、第３の２の⑴により一般債権として既に弁済を受けた金員相当額を清算株式会社に返還する。
6　担保権の放棄
　りそな銀行は、平成22年11月20日までに、或いは、第１の１但書により延長した場合には同期間の末日の10日前までに、その担保権を放棄し、同抵当権設定登記の抹消登記手続きをなしたときは、当該担保不動産に係わる担保債権額につき、第３の２の⑵の②の弁済の基礎になる金員として加算して処理する。
第３　一般債権
1　定義
　本協定による一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
2　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
　第１回弁済は、本協定の認可の決定が確定した日から10日以内に弁済することとし、一般債権額（別表記載）に対し６％を乗じた金員とする。
⑵　第２回弁済
①　第２回弁済は、平成22年11月30日か或いは第１の１但書によって延長した期間の末日に行うものとする。
　但し、弁済金額は、前項の弁済期日までに換価した資産の換価代金及び回収した金員の合計額から必要な費用（公租公課、清算費用など）を控除した残額を下記②の割合に応じて弁済する。
②　第２回弁済額の算定にあたっては、既に行った弁済額を全て持ち戻し、弁済の基礎となる金額を算定した上、その金額に応じて弁済額を定め、監督委員の承認を得て確定し、当該額に対する支払い済みの弁済額を控除して行う。
第４　債権の放棄
　協定債権者は第２回の弁済を受領すると引き換えにその有する残余債権の全額を免除する。
（別紙省略）

以上
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
再生債務者　松徳産業株式会社
代表者代表取締役　松本　政光
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年８月10日から平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２号
青森県八戸市長苗代１丁目１番１号
再生債務者　中村建設工業株式会社
1　決議に付する計画案　平成22年６月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月３日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年８月26日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月26日
平成22年６月14日　青森地方裁判所八戸支部

再生計画認可

平成２１年（再）第５４号
大阪府堺市堺区市之町東６丁２番31―802号
再生債務者　土屋　八實
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第８５号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目29番地４
再生債務者　安藤　肇
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第９６号
埼玉県川越市大字小中居288番地５
再生債務者　増田　順一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第９８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目９番地７　ニューライトマンション303
再生債務者　山下清一郎
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１６号
千葉県君津市中野864番地　エスタシオンＡ２―101
再生債務者　宮崎　光子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月20日から平成22年８月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（再イ）第４６号
さいたま市見沼区春野１丁目９番３―501号
再生債務者　遠藤　香
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月21日から平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第８０号
埼玉県鳩ケ谷市緑町１丁目８番地の１　フロンティアⅢ―305号
再生債務者　新垣　善明
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月21日から平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部